



創造的復興

復興期

復旧期

初動期

東日本大震災

第 5 章

創造的復興編

第1節 宮城県広域防災拠点整備

第1項 宮城県広域防災拠点の整備に向けて

東日本大震災の教訓から、今後起こりうる大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識し、その中核的機能を担う広域防災拠点を仙台市宮城野区宮城野原地区（現仙台貨物ターミナル駅）に整備します。

宮城県広域防災拠点の必要性

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、県内では1万人を超える死者（震災関連死含む）と1,300人近くの行方不明者を出すなど、多くの尊い人命を失うことになりました。

震災時の医療活動では、全国からDMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとした医療チームの応援を受け、医療機関の機能が著しく低下した沿岸被災地では、傷病者を内陸部や県外の医療機関に搬送しました。また、救助・救急・消火活動では、緊急消防援助隊（消防）や広域緊急援助隊（警察）、自衛隊等の広域支援部隊が、発災後早期に県内に入ったものの、初動期の情報不足により集結場所が定まっておらず、被災地への効率的な人員の投入を困難にしました。

救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点が県内になかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取扱いは混乱をきたし、被災地のニーズに応じた適時適切な集配ができませんでした。

このような経験を踏まえ、今後、大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備するとともに、これを核として圏域防災拠点や市町村が整備する地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

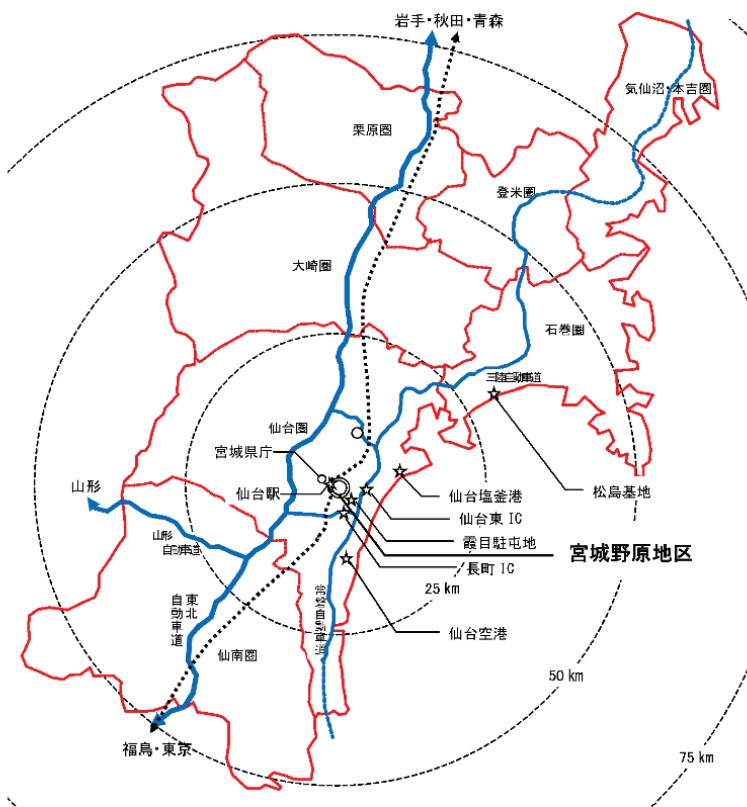
宮城県広域防災拠点整備の基本方針

- 災害発生時には、本県の災害対策本部の指示のもと、関係機関（市町村、自衛隊等）と連携して迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るための活動拠点及び物資輸送中継拠点等として、県内被災地等の活動拠点における災害対応を広域的に支援します。
- 広域防災拠点を中心として、圏域防災拠点や市町村が整備する地域防災拠点等との機能補完、相互連携によるネットワークのもと、全県的な防災体制を整備します。
- 平常時には、都市公園として県民の憩いの場になるとともに、県民の防災知識等の普及啓発や防災訓練の場としても活用します。

計画地の概要

計画地は、本県のほぼ県央に位置し、JR 仙台駅から約 2 km、宮城県庁まで約 4 km の位置にあり、高速道路 IC、仙台空港、仙台塩釜港（仙台港区）のほか、自衛隊の駐屯地とも近いなど、優れた交通条件を有しています。

計画地西側に位置する宮城野原公園は、野球場、陸上競技場、テニスコート等からなる総合運動場であり、年間約 150 万人が利用しています。宮城野原公園総合運動場は、仙台市地域防災計画において広域避難場所に位置付けられています。計画地東側に位置する仙台貨物ターミナル駅は、鉄道貨物輸送において、東北地方と全国とを繋ぐ中継拠点となっていますが、高度で効率的なコンテナ輸送への対応が課題とされています。計画地北側に位置する仙台医療センターは、県内唯一の基幹災害拠点病院として救命救急センター機能の拡充等を行い、宮城野原公園北側に移転する計画です（平成 29 年新病院開棟予定）。また、平成 25 年 9 月 3 日に行われた宮城県救急医療協議会において、東北大学病院とともに、宮城県のドクターヘリ基地病院に選定され、平成 28 年度より運航を開始します。



■ 図 5-1-1：宮城野原地区の位置



■ 写真 5-1-1：計画地の全景

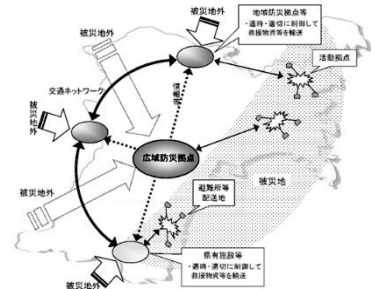
■ 表 5-1-1：計画地と主要施設等との距離

高速道路 IC	飛行場	その他
仙台東 IC：約 4 km	仙台空港：約 25 km	宮城県庁：約 4 km
長町 IC：約 7 km	霞日駐屯地：約 3 km	JR 仙台駅：約 2 km
	松島基地：約 45 km	仙台塩釜港：約 12 km

宮城県広域防災拠点整備の基本的な役割

宮城県広域防災拠点は、ヘリコプターの「大型離着陸場」や、大規模な「支援部隊の活動・集結拠点」、全国からの「支援物資の集積・配送拠点」のほか、「災害医療活動拠点」の機能を有するなど、県内全域をカバーする防災拠点として中核的な役割を担います。

- 市町村の防災活動を的確に進めるための支援の拠点
 - ・広域的に大規模な人的支援が必要な際の一時集結
 - ・短時間に大量な物的支援を受ける場合の物資の中継・配分
- 受援力の向上
- 他の都道府県への支援の拠点
- 災害医療拠点としての展開
- 基幹的広域防災拠点等との連携



■ 図 5-1-2：広域防災拠点の役割

時間経過に応じた広域防災拠点の活動

発災後の防災活動は、時間経過に応じて異なることから、広域防災拠点の活動を右の通り設定しています。

災害初動期 | 発災直後～3日間

災害発生から概ね72時間前後までの、時間とも戦いながらの活動が必要な期間。

災害対応中期 | 3日後～10日後

生存者の救出から捜索、火災の鎮静化、災害派遣医療から避難所での医療救護への移行、救援物資等の本格化など、活動内容が転換・多様化する期間。

災害対応後期 | 11日後～数週間後

現地の防災関係機関が被災により機能低下した場合、広域の支援を得ながら対応する必要がある期間。

■ 表 5-1-2：時間経過に応じた広域防災拠点の活動

機能	災害初動期 (発生直後～3日後)	災害対応中期 (～10日後)	災害対応後期 (～数週間後)	施設・設備等
救助 救急 消火	進出拠点、消防・警察・自衛隊のベースキャンプ、救助者の収容等	同左 (要支援地域が拡大した場合)	—	広場 (集結・野営場所) 雨水貯留施設 耐震性貯水槽
災害 医療	傷病者の治療、SCU、DMATベースキャンプ	同左 (要対応地域が拡大した場合)	(入院、遠隔治療など)	病院 (仙台医療センター) SCU用地
緊急 輸送	負傷者、医薬品、支援部隊の搬送	同左 (救助・救急等の活動地域が拡大した場合)	医薬品等の搬送	ヘリポート、駐機場、給油スペース
物資 調達 供給	政府調達物資の受入、業種所等への搬出	政府調達物資の受入、現業指図書トラックの待機、民営倉庫・避難所等への搬出	同左	荷捌き場、トラックターミナル(駐車場)
備蓄	活動物資等の使用	—	—	大型テント、資機材など (平常時は防災センター内)
現地 調整	前進基地としての現地指令、複数の都道府県部隊の調整、後方支援機能の利用調整など	同左	同左	防災センター (オペレーションルーム・会議室、管理室、炊事室、シャワー室、調理室、情報通信設備、発電機等)
ボランティア	—	—	自立的ボランティアのベースキャンプ	広場(野営場所)

整備概要

●整備概要

場所：仙台市宮城野区宮城野原地区
 整備面積：約17ha
 総事業費：約300億円

●整備スケジュール

【平成26年～平成27年度】

- ・広域防災拠点の基本設計実施

【平成28年度】

- ・JR貨物と基本合意予定
- ・仙台貨物ターミナル駅用地取得予定

【平成29年度～】

- ・移転先(岩切)用地買収着手予定(JR貨物)
- ・仙台貨物ターミナル駅移転工事着手予定(JR貨物)

【平成32年度】

- ・宮城県広域防災拠点一部供用開始予定



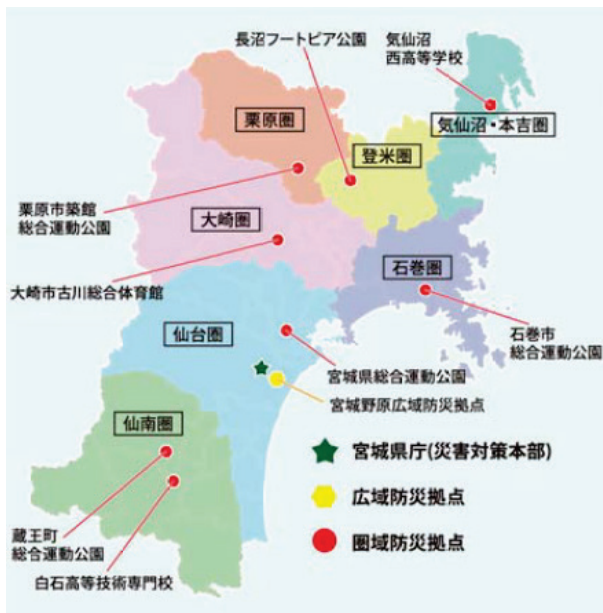
■ 図 5-1-3：整備イメージ

第2項 圏域防災拠点の整備

圏域防災拠点は、市町村の地域防災拠点が被災などで利用できない場合に、支援部隊の活動や、物資の集積・配送拠点として市町村が行う防災活動を支援する役割を担う。

広域防災拠点と圏域防災拠点等のネットワーク

圏域防災拠点は、市町村の地域防災拠点が被災などで利用できない場合に、支援部隊の活動や物資の集積・配送拠点として市町村が行う防災活動を支援する役割を担うものであり、宮城県広域防災拠点を中心として、圏域防災拠点や市町村が整備する地域防災拠点等との機能補完・相互連携によるネットワークを構築します。この圏域防災拠点としては、7圏域にある8ヵ所の施設を選定しています。



■ 図 5-1-4：広域防災拠点と圏域防災拠点の位置関係

■ 表 5-1-3：圏域防災拠点の一覧

仙 南	蔵王総合運動公園
	白石高等技術専門学校
仙 台	宮城県総合運動公園
大 崎	大崎市古川総合体育館
栗 原	栗原市築館総合運動公園
石 巻	石巻市総合運動公園
登 米	長沼フットピア公園
気仙沼	気仙沼西高校

圏域防災拠点には、今後、通信機器のほか、防災活動を行うための大型仮設テントや投光機などの防災資機材を整備します。

第2節 仙台空港民営化

第1項 東日本大震災からの復旧，そして民営化

東日本大震災から半年後に空港ビルの完全復旧と国際線を含む全定期便の運航再開を果たすなど、復旧・復興の象徴となった仙台空港。平成28年7月1日から、国管理空港民営化の第一号として、仙台国際空港株式会社による運営が開始される運びとなりました。

空港民営化（コンセッション方式）の概要

仙台空港民営化では、国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体的に経営します。民間経営手法を活かした空港運営により、「空港の利便性向上」「航空利用の拡大」に取り組み、交流人口の拡大を図ります。

施設等所有	国		民間
	管制	滑走路等	空ビル等
運営	国		三セク
	継続 ↓ 国	運営権の設定 ↓ 民間による一体運営	譲渡 ↓ 民間による一体運営

空港民営化の流れ

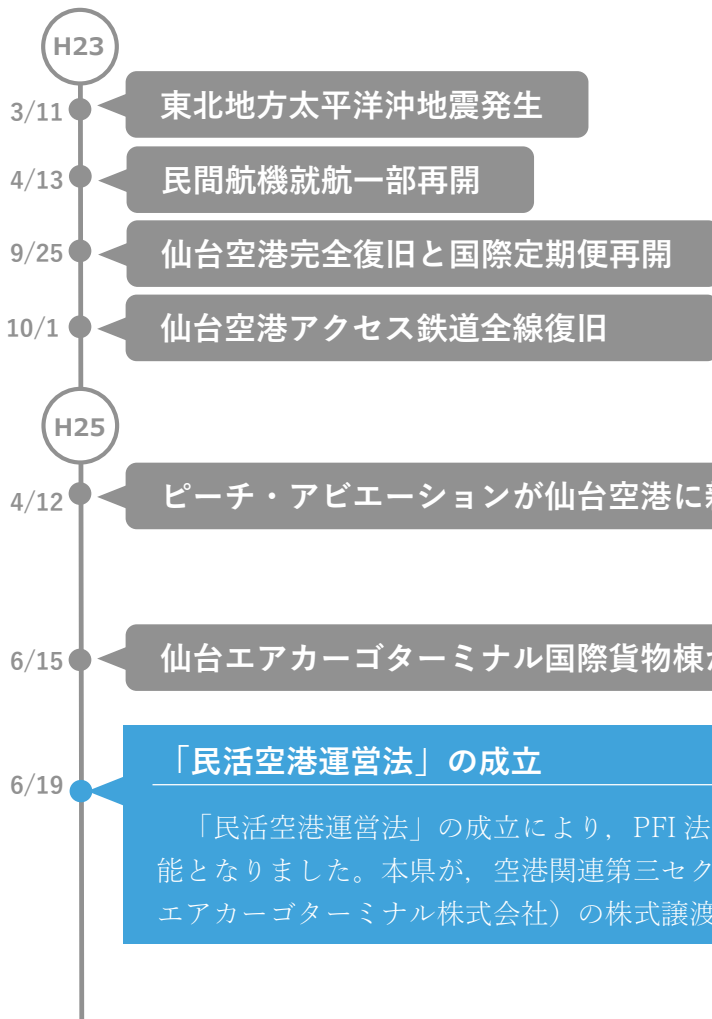


写真 5-2-1：仙台空港アクセス鉄道全線復旧



写真 5-2-2：ピーチ・アビエーションが仙台空港に新規就航

「民活空港運営法」の成立

「民活空港運営法」の成立により、PFI法による国管理空港等の民間運営委託が可能となりました。本県が、空港関連第三セクター2社（仙台空港ビル株式会社、仙台エアカーゴターミナル株式会社）の株式譲渡に係る確認手続きを実施しました。

H26

4/25

「仙台空港特定運営事業等実施方針」の公表

民活空港運営法に基づく国管理空港民営化第一号として，仙台空港での民間運営委託実施が決定しました。

6/27

国が募集手続きの詳細を定めた「仙台空港特定運営事業等募集要項」を公表 同日に本県が「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」を公表

株式譲受意思表明書の提出があった6者に対して，平成26年12月に株式譲渡確認書を提出し，県の確認手続きを完了しました。

H27

9/11

東急前田豊通グループが優先交渉権者として選定

東京急行電鉄株式会社，東急不動産株式会社，株式会社東急エージェンシー，東急建設株式会社，株式会社東急コミュニティー，前田建設工業株式会社，豊田通商株式会社で構成するグループが優先交渉権者として選定されました。

9/30

東急前田豊通グループが国土交通省と基本協定を締結

締結した基本協定に基づき，特定目的会社（SPC）の設立準備及び実施契約の締結準備を進めます。

11/2

特定目的会社（SPC）「仙台国際空港株式会社」が設立

12/1

仙台国際空港株式会社に運営権設定

H28

2/1

仙台国際空港株式会社によるビル施設等事業の開始

空港ビル内の商業施設等の運営がスタートしました。

7/1

仙台国際空港株式会社による滑走路を含む空港施設の運営事業開始

仙台国際空港株式会社による滑走路等の維持管理及び着陸料の収受等を含む運営事業が開始される運びとなりました。

完全民営化について，運営期間は30年で，最長で65年まで延長することが可能です。

第2項 民営化でもたらされる“好循環”

これまでの空港は、滑走路等の空港施設と、旅客ターミナルや駐車場などはそれぞれ別の主体が運営しており、国が管理する空港の着陸料等の料金は全国一律となっていました。空港民営化の狙いは、空港の一体的運営により空港ビルでの物販・飲食の売上げを増やし、その利益を着陸料等の減免に充てることで航空会社の誘致や航空路線の充実を図り、旅客や貨物の増加につなげることです。

仙台国際空港株式会社が描く仙台空港の将来像

30年後の目標：旅客 550 万人 貨物 2.5 万トン

①路線を増やし、航空需要を増やす

東アジアを中心とする4時間圏への直行便を増やすなど、航空ネットワークの拡充を図ります。そのため、航空会社の就航意欲を高める料金設定を行うほか、空港からの二次交通の充実を図り、空港アクセスの利便性を高めます。また、空港から東北の美しい四季や伝統文化、食の豊かさなどの東北ブランドを発信します。

②空港活性化と設備投資

航空会社が就航しやすいうよう、駐機数を増やし、旅客搭乗施設を新設するなど、空港活性化に向けた施設整備を行います。また、東北らしい物産・飲食を販売・提供する店舗を拡充するほか、総合案内所の機能を充実させ、空港利用者の利便性を高めます。

③高いサステナビリティ（持続可能性）の実現

民間企業としての健全性を確保しながら、安全・保安を最優先とする組織風土を築き、地域住民との交流を促進し、地域とともに持続的に成長・発展する空港を目指します。

民間の創意工夫を活かした「新しい空港」の実現

新しい空港の目指す姿

- ・健全な経営，合理的なコストダウンによる収益を，更なる設備投資，顧客サービスへつなげる
- ・旅客がストレスなく，快適に楽しく過ごせる空港環境の確保
- ・航空利用者以外の商業利用による空港の活性化
- ・空港機能を活用した地域経済の活性化

【規制緩和の取組】

- ・C I Q（税関，出入国管理，検疫）施設，体制のフレキシブル化
- ・エアサイド店舗に関する規制緩和
- ・到着エリアへの免税店出店

【官民連携による空港振興】

- ・東北一体での広域観光推進
- ・東北各地域へのネットワーク網（バス等）の整備
- ・東北一円からの集荷・輸出体制の構築



これらの取組により・・・

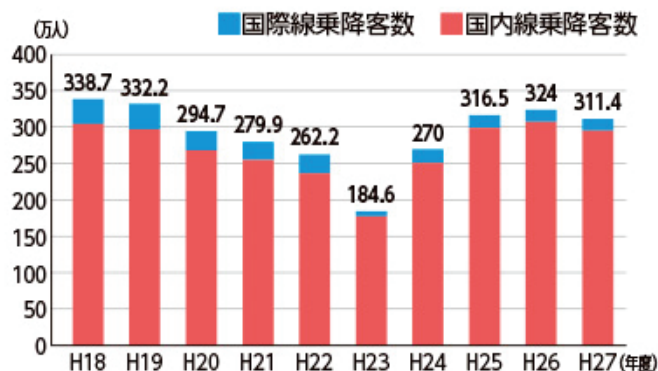


	現在	5年後 (2020年度)	30年後 (2044年度)
旅客	324万人	410万人	550万人
貨物	0.6万t	1万t	2.5万t

LCCの新規就航や拠点化など仙台空港に明るい兆し

東北唯一の国管理空港である仙台空港は、海外5都市、国内8都市へのネットワークを有し、仙台空港アクセス鉄道でJR仙台駅と直結し、乗換なしに最速17分でアクセスできます。

震災後、仙台空港の旅客数は、平成25年度から3年連続で300万人を超えるなど、順調に回復しています。今後、スカイマークによる神戸線の就航や、ピーチ・アビエーションによる仙台空港の拠点化などが予定されており、今後更なる航空路線の充実が期待されます。



■ 図 5-2-1：仙台空港旅客数推移

空港を活用し、交流人口を増やす

東北地方は、全国の中で将来的に最も人口減少率が高いと予測されている地域であり、今後地域を活性化するためには、定住人口と併せて、交流人口を増やすことが重要です。

近年、訪日外国人が急増する中、東北地方においても、空港を活用して、いかに外国人観光客などを取り込むかということが喫緊の課題となっています。



■ 図 5-2-2：仙台空港路線図

仙台空港民営化で期待される好循環



■ 図 5-2-3：仙台空港民営化で期待される好循環